

一般財団法人 大阪防疫協会 行

簡易専用水道提出書類検査申込書

水道法第34条の2第2項に基づく検査を受けるため、添付書類と併せて簡易専用水道の管理の状況を示す書類を提出します。

申込者 住所

所属

氏名

印

〒

TEL.

建築物の名称						
建築物の所在地						
設置者						
建築物環境衛生管理技術者			免状番号		第 号	
受水槽	設置場所		形式・数量		材質	有効容量
	建築物の 内 ・ 外	1 F	地上式	基	FRP製	計 m ³
		B-1	(六面点検 可・不可)		コンクリート製	
		B-2	半地下式	基	鋼板製	
その他()	地下式	基	その他()			
高置水槽等	給水方式	高置水槽	圧力水槽	ポンプ加圧	蓄圧タンク	その他
	設置数量	基	基	基	基	
	有効容量	計 m ³	—	—	—	m ³
施設状況	建築物の用途		延床面積		平均利用人員	平均利用水量
			m ²		人/日	m ³ /日
簡易専用水道使用届			施設番号			

簡易専用水道の管理状況

(判定基準については別紙参照 適:○ 不適:× 設備なし:—)

検査事項		判定				検査事項		判定					
		No.	受水槽	No.	高置水槽			No.	受水槽	No.	高置水槽		
施設 検査	水槽周囲 の状態	1		31		施設 検査	マンホール の状態	17		47			
		2		32				18		48			
		3		33				19		49			
	槽本体 の状態	4		34			オーバー フロー管 の状態	20		50			
		5		35				21		51			
		6		36				22		52			
		7		37				23		53			
	槽上部 の状態	8		38			通気管 の状態	24		54			
		9		39				25		55			
		10		40				26		56			
	槽内部 の状態	11		41			水抜管 の状態	27		57			
		12		42				28		58			
		13		43				29		59			
		14		44			30		60				
		15		45			給水管等 の状態	61					
		16		46				62					
水質 検査	採水場所	63		64		65		66		67		68	
		臭気		味		色		色度		濁度		遊離残留塩素	
書類 検査	書類の整備	69	簡易専用水道の配置及び系統図の有無 (有 ・ 無)										
		70	受水槽及び付近の状態がわかる平面図の有無 (有 ・ 無)										
		71	直近の貯水槽、圧力水槽等の清掃の実施日 (年 月 日)										
	保存の状況	72	前回の簡易専用水道法定検査の実施日 (年 月 日)										
			日常の水質管理及び施設の点検記録の有無 (有 ・ 無)										
			6ヶ月以内毎に行う水質検査の記録の有無 (有 ・ 無)										

* 上記の「不適」事項については、項目No.ごとに箇条書きで詳しく状況を記してください。

記入年月日 令和 年 月 日

記入者の所属・氏名 印

(TEL)

建築物環境衛生管理技術者の氏名 印

(TEL)

関係行政からの問い合わせに申込書及び結果通知書を使用致しますので御了承下さい。

※ 結果通知書の送付先につきましては原則お申込者様に結果通知書を送付致しますが、お申込者様とは別の送付先をご希望の方につきましては、お手数ですが下記にご記入をお願い致します。
(結果通知書の発行は一部のみです。)

住所 〒 _____
 所属 _____
 氏名 _____ TEL _____

簡易専用水道の管理に係る検査判定基準

検査事項	No.		検査項目
	受水槽	高置水槽	
水槽周囲 の 状 態	1	31	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること。
	2	32	清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと。
	3	33	水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと。
槽本体 の 状 態	4	34	内部の点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
	5	35	亀裂、漏水箇所がないこと。
	6	36	雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
槽上部 の 状 態	7	37	水位電極部、揚水管等の接合部は、固定され防水密閉されていること。
	8	38	水槽上部は水たまりができない状態であり、ほりその他衛生上有害なものが堆積していないこと。
	9	39	水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと。
槽内部 の 状 態	10	40	水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと。
	11	41	汚でい、赤さび等の沈積物、槽内壁や内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと。
	12	42	掃除が定期的に行われていることが明らかであること。
槽内部 の 状 態	13	43	外壁塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと。
	14	44	当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
	15	45	流入口と流出口が近接していないこと。
	16	46	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
マンホール の 状 態	17	47	ふたが防水密閉型のものであってほりその他衛生上有害なものが入らないものであること。
	18	48	点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること。
	19	49	マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること。
オーバー フロー管 の 状 態	20	50	管端部からほりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。
	21	51	管端部の防虫網が確認でき正常であること。
	22	52	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
	23	53	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
	24	54	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止に十分な距離であること。
通気管 の 状 態	25	55	管端部からほりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること。
	26	56	管端部の防虫網が確認でき正常であること。
	27	57	防虫網の網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。
	28	58	通気管として十分な有効断面積を有するものであること。
水抜管 の 状 態	29	59	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないこと。
	30	60	管端部と排水管の流入口等との間隔は逆流防止十分な距離であること。
給水管等 の 状 態	61		当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと。
	62		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと。
水質 検査	臭気	63	給水せんにおける水に異常な臭気が認められないこと。
	味	64	給水せんにおける水に異常な味が認められないこと。
	色	65	給水せんにおける水に異常な色が認められないこと。
	色度	66	5度以下であること。
	濁度	67	2度以下であること。
	遊離残留塩素	68	検出されること。
書類 検査	書類の整備	69	簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面が整備保存されていること。
		70	受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図が整備保存されていること。
	保存の状況	71	水槽の掃除の記録が整備保存されていること。
		72	その他必要な管理についての記録が整備保存されていること。

- 備考 1. 建築物衛生法第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
2. 記載に当たっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聴くこと。